

屋久島世界遺産管理計画に基づくこれまでの管理状況の評価について

現行の屋久島世界遺産管理計画は、2012年10月に改定されたものであるが、改定後、ヤクシカ対策の推進、屋久島山岳部保全協力金や屋久島公認ガイドの制度化、屋久島山岳部適正利用ビジョンの策定（見込み）など、世界遺産管理に多くの進展がみられる一方で、ヤクシカの食害に影響を受けた植生や希少種の回復、山岳部のトイレ問題や登山者の安全管理など、複数の課題も依然残されている状況にある。

このため、今回の管理計画の改定にあたって、前回改定から約10年間における世界遺産の管理状況等について評価し、これまでの取組、成果、課題等を整理することを通して、関係者間の認識の共有や管理計画改定作業への反映など、将来のよりよい世界遺産管理に活かすこととする。

1. 評価の考え方・進め方

- ・管理計画上の項目（管理の方策の各項目）に沿って、これまで実施した主な取組、成果や課題等を評価シートに整理しつつ、管理状況を定性的に評価する。
- ・評価対象期間は、現行の管理計画を定めた2012年～2020年までを原則とする。
- ・まずは、関係行政機関において評価案を作成し、科学委員会での議論を経て、該当項目の評価を決定するとともに、課題等に関する情報を整理する。
- ・モニタリング計画に基づく各モニタリング項目については、各項目の評価指標と評価基準に基づき、2012年～2021年までの計画期間を対象に別途評価する。

2. 評価シートの書き方

（1）主な取組

- ・取組の詳細は、毎年度の科学委員会資料である「管理計画に基づく事業実績」（以下、「事業実績」という）で網羅的に記載していることから、今回の評価では、事業実績に記載している取組のうち、主要なもののみを絞ってとりあげる。
- ・特に、事業実績には、施設整備やモニタリング、巡視などが重複的に記載されているが、これらはどの項目にも当てはまるため、できる限り重複記載を避け、代表的なもの以外は、それぞれの該当項目（（2）エ. 施設整備・管理、（4）イ. 調査研究・モニタリング、（4）ウ. 巡視など）に集約して記載する。

(2) 評価

- 各項目の管理の状況（管理体制や取組）と 10 年間の傾向について、シンプルに「見える化」することを重視し、定性的に判断する。
- 管理の状況については、管理の方策に基づく体制や取組が機能しているかどうかを下記の 4 段階で評価する。
- 10 年の傾向については、管理体制や取組の傾向（この 10 年で改善されたか、後退しているか）について 5 段階で評価する。
- 管理の状況、10 年の傾向ともに、特筆すべき評価事項があれば、「成果」や「課題その他」に記載する。

表：評価の段階

管理の状況	約 10 年の傾向
4：高く有効	5：著しく改善
3：有効	4：改善
2：やや懸念あり	3：安定／変化なし
1：深刻な懸念あり	2：悪化
	1：著しく悪化
	N：情報不足／判断不可

(3) 成果

- 主に法・条例・計画等で制度化された成果や、体系的に整理された成果について、具体的に記載する。
- その他特筆すべき事項については、可能な限り絞って具体的に記載する。

(4) 課題・参考情報

- 課題やその他参考情報について記載する。

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-1	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 ア) 植生の垂直分布					
実施主体	環境省、◎林野庁					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁が、島を5地域（東部・中央部・南部・西部・北部）に分け、地域ごとに標高別の調査地点を5年ごとに調査する体系的な植生モニタリングを実施している(1999～)。 ・環境省が、原生自然環境保全地域において、10年ごとに毎木調査を実施している(1998～)。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況 4	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
—						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> ・北部地域、南部地域、中央部地域において生育種数が回復・増加傾向にある一方、東部地域、西部地域では生育種数の減少傾向が見られる。 						



図1-1-1 屋久島垂直方向植生モニタリング位置図【2020科学委①】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-2	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 イ) 常緑広葉樹林					
実施主体	◎環境省、◎林野庁、地域関係者（財団、屋久島生物多様性保全協議会等）					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> 環境省、地域団体等が、西部地域で植生保護柵を設置し、モニタリングを実施している（2008～）。 環境省が、西部地域のシカ対策を実施。2020年に瀬切川右岸に個体数管理区を設定し、計画捕獲と重点的なモニタリングを開始した。 環境省、林野庁において、常緑広葉樹林を含む形で、幅広く植生モニタリングを実施している。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約 10 年の傾向 4	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
—						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> 西部地域については、広域的にヤクシカの生息密度が高く、林床植生の被度が低く、落葉層が貧弱で木本の根が露出している。低木や萌芽枝も少なく、土砂流出の発生や適切な森林更新の阻害が懸念される。 西部地域については、ヤクシマザル等の世界的な研究フィールドとしての機能と生態系管理の取組（ヤクシカ対策を含む）とのバランスが重要である。 遺産地域外の低地照葉樹林とそこに生育する希少種（菌従属栄養植物やシダ類など）の重要性について、新たな知見が得られている（2020年に自然保護団体や学会等から保全に係る要望書が提出）。 						

(素案)



図 1-2-1 植生保護柵写真
【九州地方環境事務所_環境省】



図 1-2-2 小型囲い罠の設置
【2020 ヤクシカ WG①】

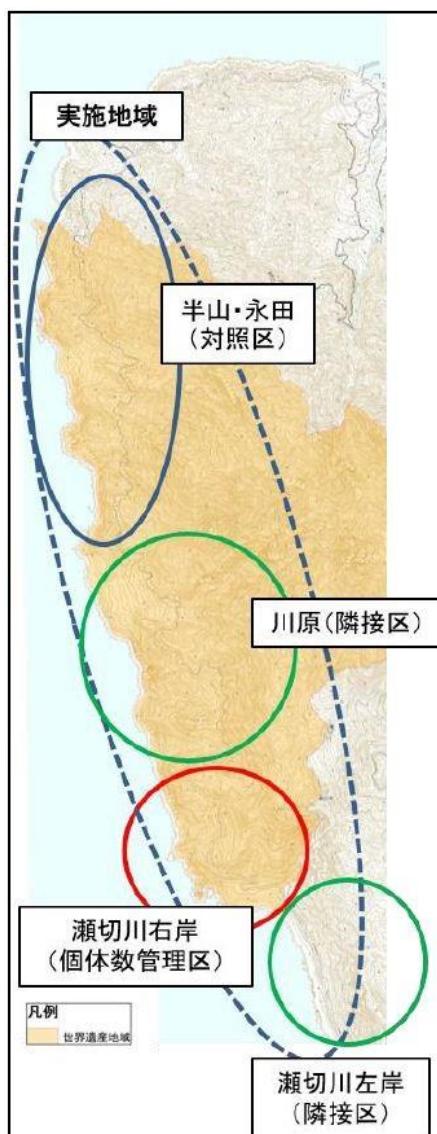
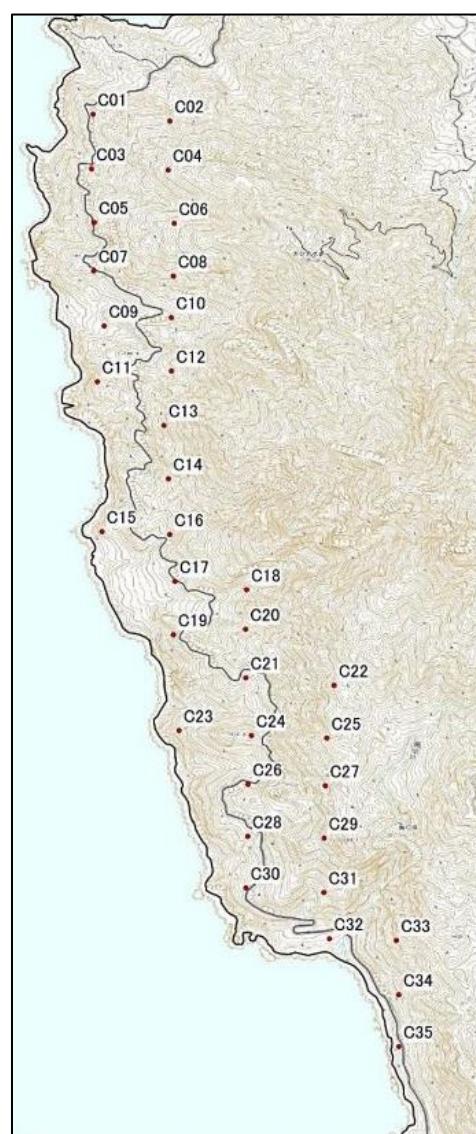


図 1-2-3 (左)西部地域管理実施区域、(右)センサーネターミナル設置地点 【2020 ヤクシカ WG①】



(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-3	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 ウ) 天然スギ林					
実施主体	環境省、◎林野庁					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁が、著名ヤクスギの樹勢診断、樹勢回復措置、保護林等整備・保全対策事業を実施するとともに(2005～)、10年ごとに天然スギ林の面積に係るモニタリングを実施している(2010、2020)。 ・環境省が、原生自然環境保全地域において、10年ごとに毎木調査を実施している(1983～)。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照						
<評価>						
管理の状況 4	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約 10 年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
—						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> ・2013年から2020年までに12本の著名木樹勢診断を実施した結果、4本(天柱杉、万代杉、愛子杉、大王杉)に腐食等を確認、倒木等が危惧される。 ・2010年、2020年に天然スギ林の現状把握調査を実施した結果、状況変化は見られない。 						



図 1-3-1 屋久島の巨樹・著名木(紀元杉・縄文杉・弥生杉)
【屋久島森林生態系保全センター_九州森林管理局】

(素案)

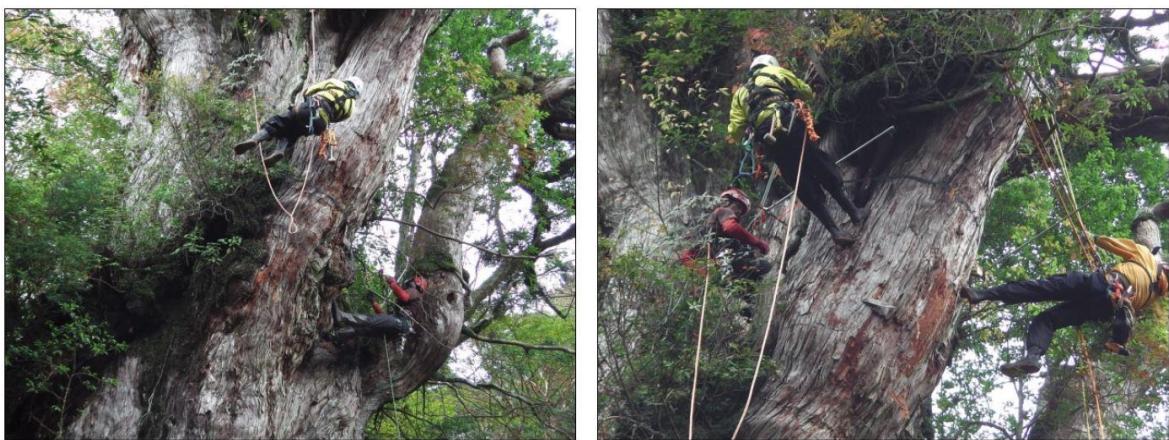


図 1-3-2 縄文杉の測定状況【2013 科学委②】

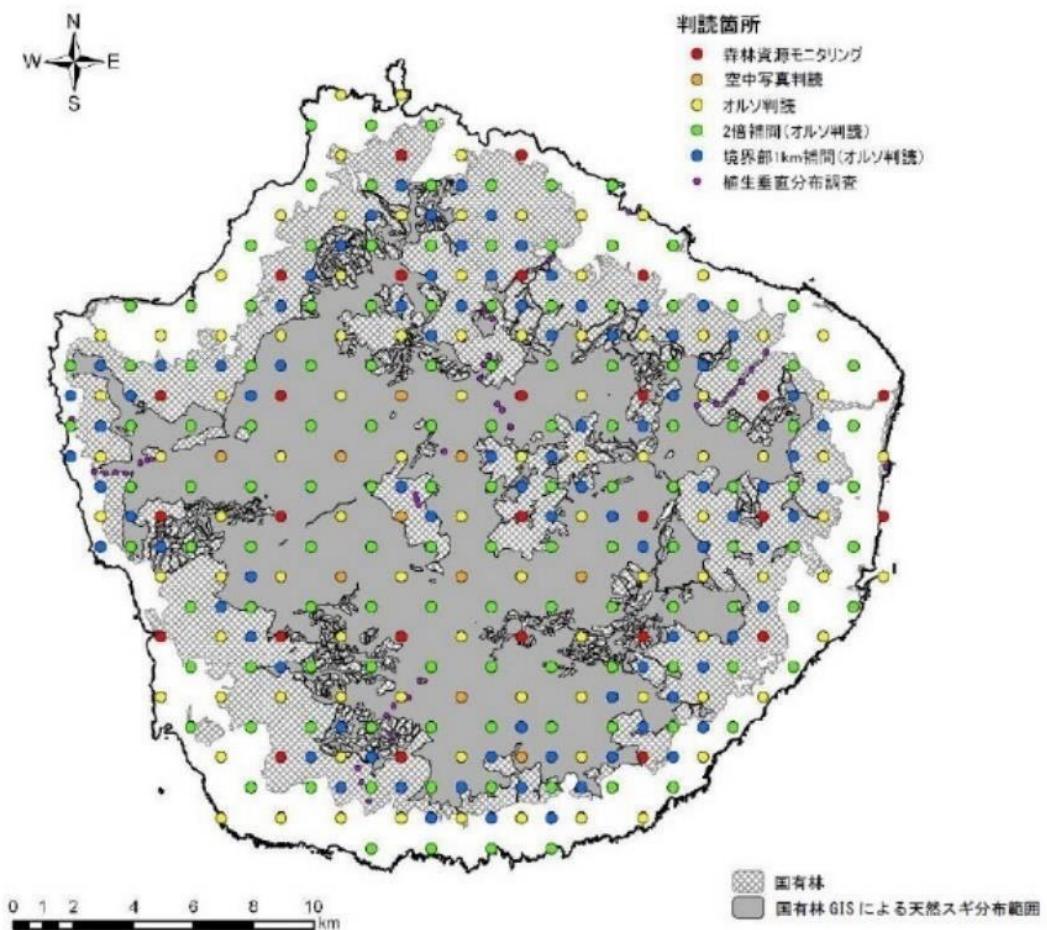


図 1-3-3 天然スギ林のサンプリング箇所【2020 科学委①】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-4	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 エ) 登山道等の植生					
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> 環境省が、稜線部の登山道の植生調査や定点モニタリングを実施している(2010～)。 関係行政機関が、縄文杉等の著名ヤクスギや登山道周辺の植生保護のための各種施設整備を実施している（No.2-3 参照）。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約 10 年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
—						
<課題・参考情報>						

(素案)



図 1・4・1 稜線部の登山道の植生調査地点【2016 科学委②】

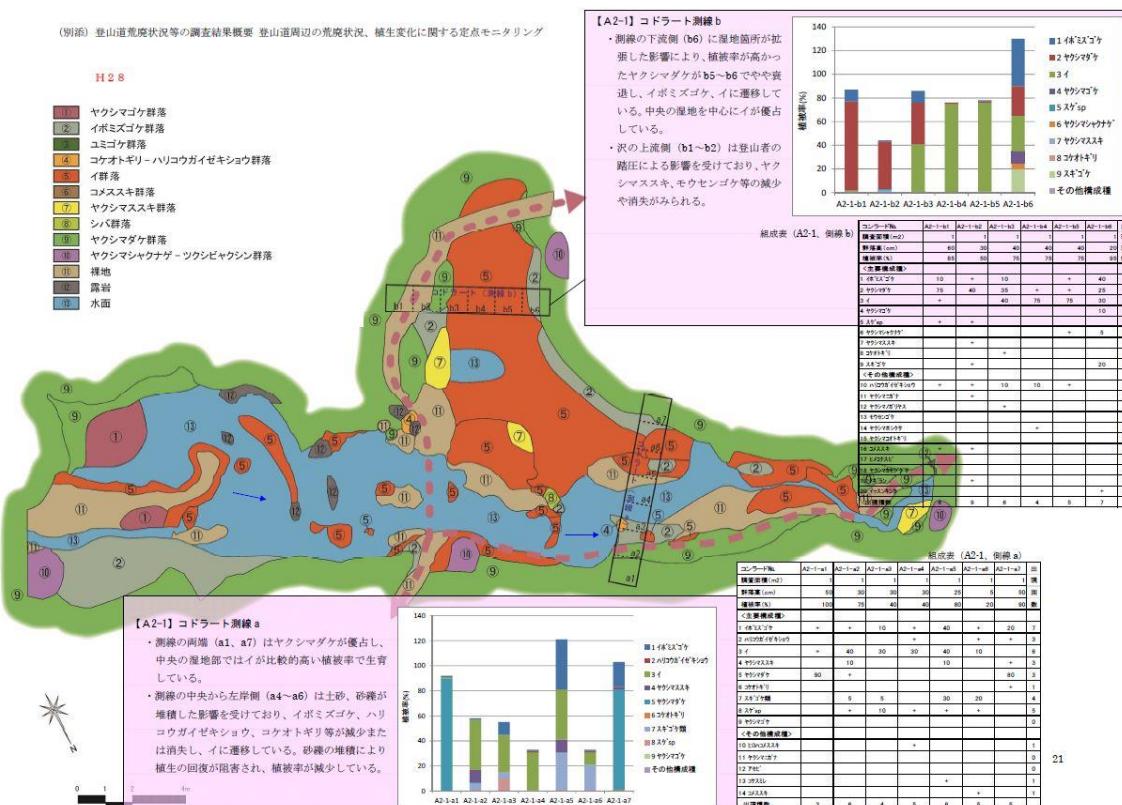


図1-4-2 登山道周辺の荒廃状況、植生変化に関する定点モニタリング【2016科学委②】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-5	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 オ) 固有種・希少種（全般）					
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関、地域団体が、希少種調査を実施。環境省は、希少種の生育上重要な約60地点を抽出し、計画的に継続的なモニタリングを実施している。 ・関係行政機関、地域団体等が、島内の約100か所に植生保護柵を設置した（2021年3月時点）。 ・関係行政機関が、連携してヤクシカ捕獲を推進している。 ・環境省が、種の保存法に基づいて種指定し、保護を強化した（2016、2018）。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況 2	4：高く有効 3：有効 2：やや懸念あり 1：深刻な懸念あり	約10年の傾向 4	5：著しく改善 4：改善 3：安定／変化なし 2：悪化 1：著しく悪化 N：情報不足／判断不可			
<成果>						
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒモスギラン、ホソバコウシュンシダ、オオバシシラン、フササジラン、シマヤワラシダ、ヤクシマタニイヌワラビ、ホソバシケチシダ、アオイガワラビ、ヤクシマフウロ、ヤクシマリンドウ、ハナヤマツルリンドウ、ヤクシマヒゴタイ、ヤクシマソウ、ヤクシマヤツシロラン、タブガワヤツシロラン、ヒメクリソランの計16種が種の保存法に基づく国内希少種に指定された。 						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> ・2011・2012年と、2016年調査結果を比較すると、多くの希少種の確認地点数または個体数の減少が確認された 						



図 1-5-1 (左)ヤクシマリンドウ、(中)アオイガワラビ、(右)ヤクシマソウ

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-6	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (ア) 植物 オ) 固有種・希少種 (ヤクタネゴヨウ)					
実施主体	環境省、◎林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者 (屋久島生物多様性保全協議会等)					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> 林野庁、民間団体等が、モニタリング、保護増殖事業を実施している(2000～)。 林野庁が、保護林を指定した(2013)。 関係行政機関が、松枯れ対策連絡協議会を設置し、松枯れ対策を実施している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照						
<評価>						
管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
<ul style="list-style-type: none"> 2013年に「瀬切川ヤクタネゴヨウ稀少個体群保護林」が設定された。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> マツノマダラカミキリ (在来種) が媒介するマツノザイセンチュウ (外来種) による感染症が屋久島島内で発生し、世界遺産地域内へも拡散しており、ヤクタネゴヨウが数本枯死している。 						



図1-6-1 (左)マツノマダラカミキリ (写真提供:一般社団法人全国林業改良普及協会)、
(右)マツノザイセンチュウ (写真提供:林野庁)【松くい虫被害_林野庁】

(素案)

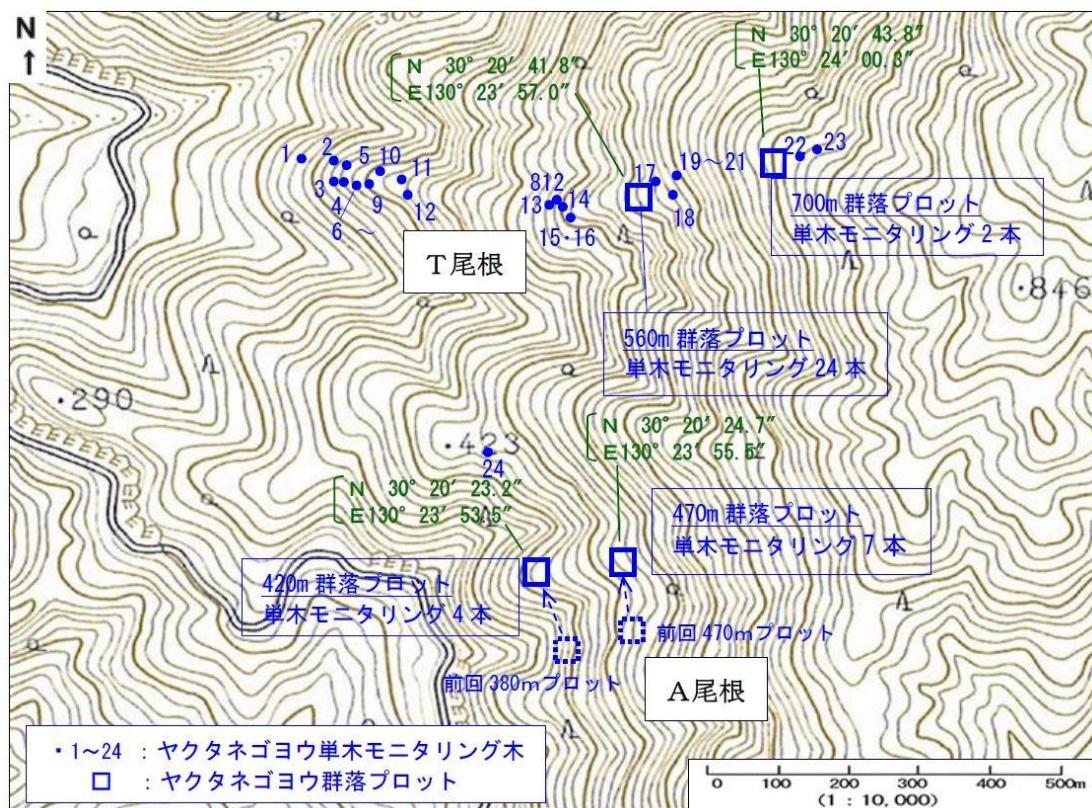


図 1-6-2 調査地の場所 (ヤクタネゴヨウ) 【2020 科学委①】



図 1-6-3 大径木が隣接の 2 本に倒れ掛かる様子 (ヤクタネゴヨウ) 【2020 科学委①】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-7	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (イ) 動物 (ヤクシカ)
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、屋久島生物多様性保全協議会等）

<主な取組>

- ・関係行政機関が、2010年に科学委員会ヤクシカWGを設置し、科学的データに基づき、連携してヤクシカ生息状況、植生の被害・回復状況のモニタリングを行いつつ、ヤクシカの捕獲や植生保護柵の設置等を実施している。
- ・環境省は2017年にシャープシューティングによる計画捕獲の体制構築に着手し、2020年には西部地域(瀬切川右岸)に個体数管理区を設定し、捕獲及び重点的なモニタリングを開始した。
- ・林野庁は、職員による国有林内の捕獲を実施するとともに、2010年から屋久島町及び獣友会と協定を結び、有害捕獲を推進している。
- ・鹿児島県は、2017年にヤクシカにかかる第二種特定鳥獣管理計画を策定し、関係行政機関と連携して必要な対策を実施している。
- ・屋久島町は、捕獲個体への助成や狩猟免許取得に関する支援を実施し、有害捕獲を推進している。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<評価>

管理の状況 4	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 5	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可
-------------------	---	---------------------	--

<成果>

- ・2017年に鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画が策定された（2015年の推定個体数（21,000～31,000）を、2021年に約9,000頭にする目標（特定計画）に関して、シカの推定個体数は、2020年においては12,000～18,000頭まで減少した）。
- ・既存のモニタリング調査をもとに、2019年に森林生態系の管理目標が体系的に整理された。

<課題・参考情報>

- ・将来的な捕獲従事者の減少や捕獲効率の低下等を見据えて、徐々に戦略的な捕獲計画への転換（有害駆除と管理捕獲のゾーニング、捕獲コストの集中）や、効率的な捕獲方法（シャープシューティング等）の導入・展開が必要である。
- ・捕獲が困難な地域（林道が通っていない場所、高標高地域等）の取扱いの検討が必要である。

(素案)

- ・捕獲した個体の有効利用の推進が必要である。
- ・シカ捕獲について、島民や観光客の理解の促進が必要である。

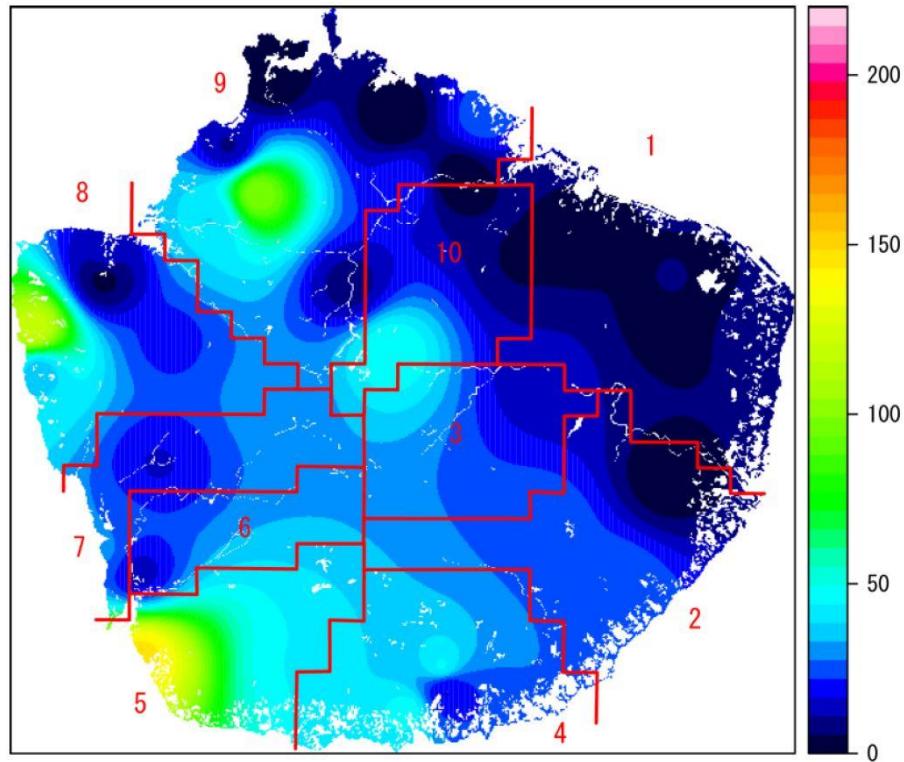


図1-7-1 R2年度ヤクシカ密度ポテンシャル図【2020ヤクシカWG②】

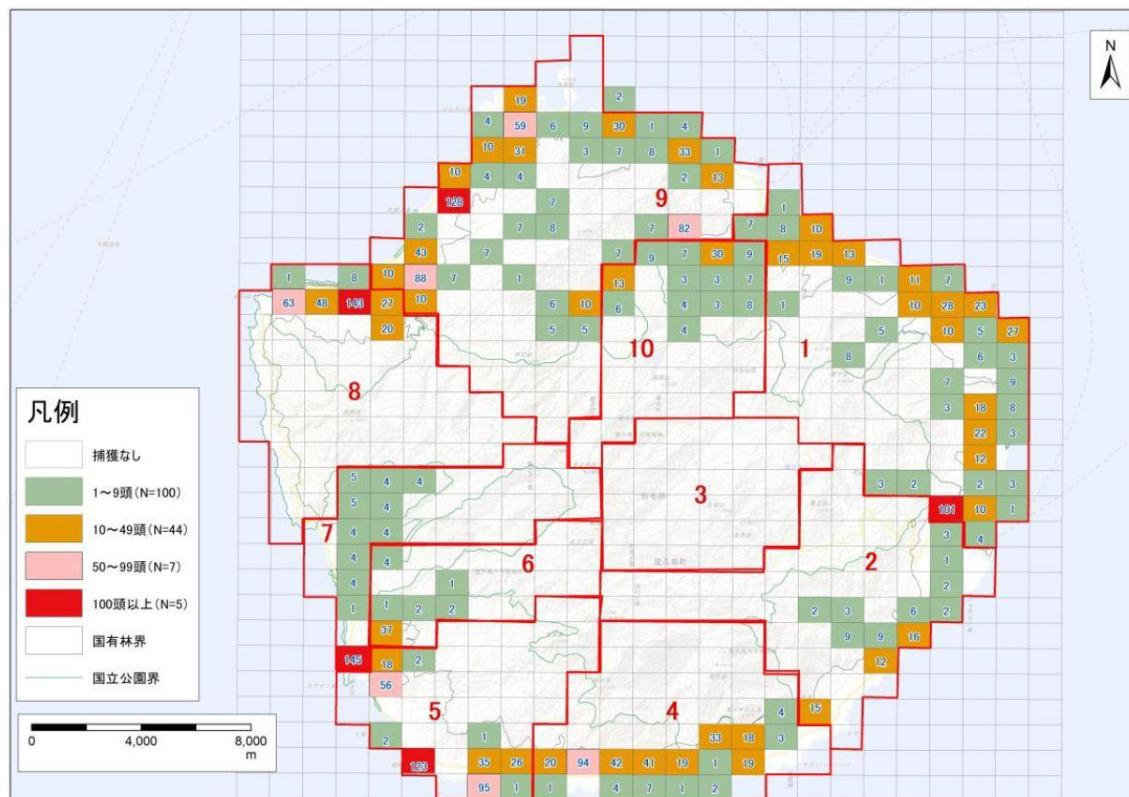


図1-7-2 R1年度ヤクシカ捕獲頭数(メッシュ図)【2020ヤクシカWG②】

(素案)

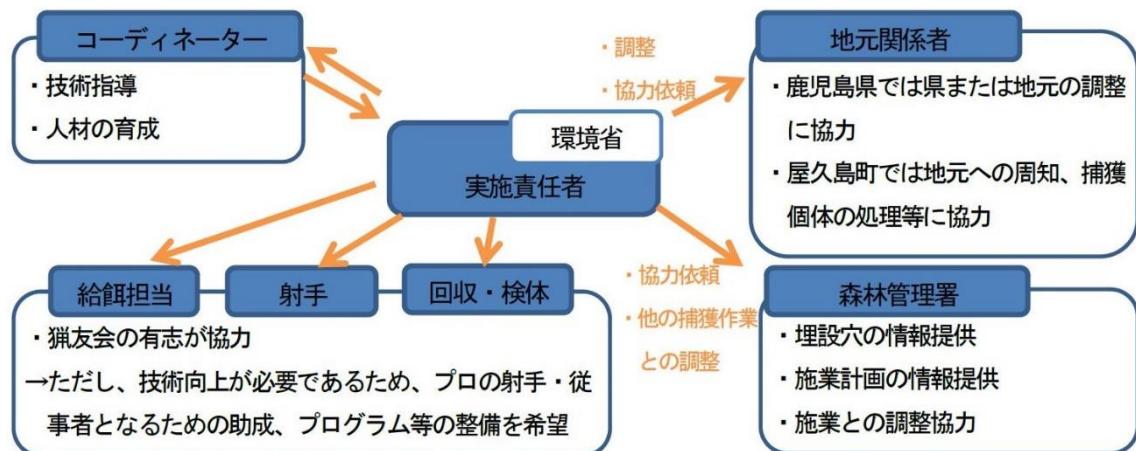


図 1-7-3 ヤクシカ計画捕獲（シャープシューティング）体制図

【2020 ヤクシカ WG①】

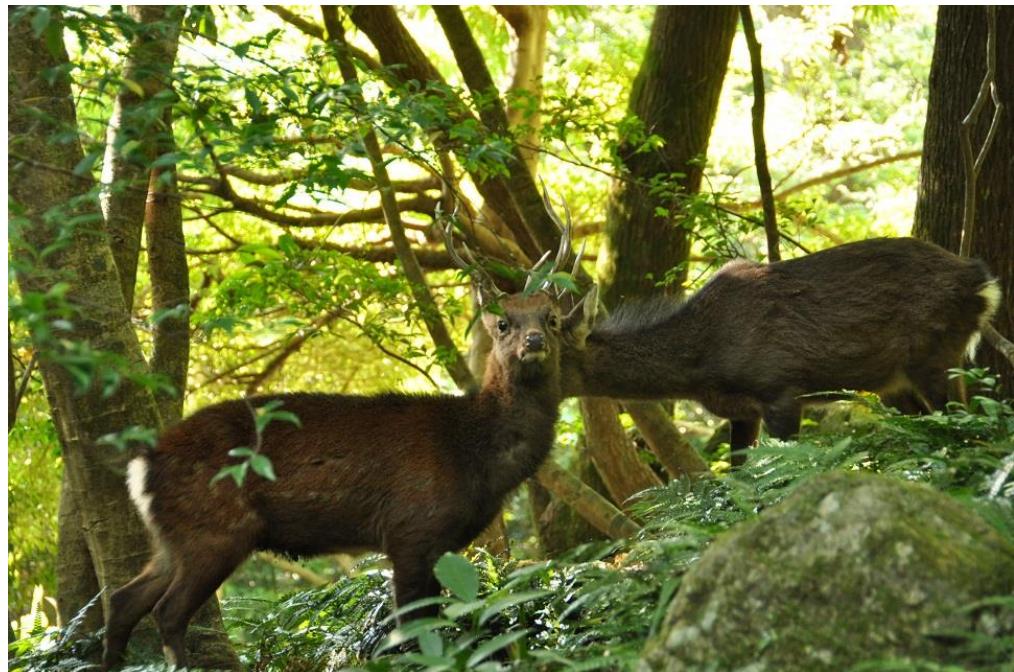


図 1-7-4 西部地域のヤクシカ 【九州地方環境事務所】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012~2020

管理計画上の項目 No.1-8	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (イ) 動物 (ヤクシマザル)							
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町							
<主な取組>								
・関係行政機関が、餌やり禁止に係る普及啓発を実施している。								
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照								
<評価>								
管理の状況 2	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約 10 年の傾向 4	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可					
<成果>								
・自然公園法において、2021 年に野生動物への餌やりが、罰則を伴う規制行為として追加される予定である。								
<課題・参考情報>								
・近年、餌付け行為の痕跡が確認されている。								



図 1-8-1 (左)ヤクシマザル【九州地方環境事務所】、
(右)ヤクシマザル餌やり禁止に係る普及啓発の例
【屋久島西部地域ルールガイド_環境省九州地方環境事務所発行】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012~2020

管理計画上の項目 No.1-9	(1) 生態系と自然景観の保全 ウ. 自然景観の保全 (ア) 高層湿原					
実施主体	環境省、◎林野庁					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> 林野庁が、2018年に高層湿原保全対策検討会を設置し、科学的データに基づき、調査・対策等を実施している。 林野庁、環境省が、ヤクシカ対策とも連動した植生モニタリングを実施している。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照						
<評価>						
管理の状況 4	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 5	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
<ul style="list-style-type: none"> 高層湿原保全対策検討会において、2022年度を目指して保全対策(案)をとりまとめる予定である。 						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> 湿原の衰退が危惧されるため、土砂流入やヤクシカ採食の影響、湿原遷移や水収支等の現状を総合的に評価し、必要な保全対策の検討が必要である。 						



図 1-9-1 植生保護柵設置位置と植生プロット位置【2020 科学委①】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012~2020

管理計画上の項目 No.1-10	(1) 生態系と自然景観の保全 ウ. 自然景観の保全 (イ) ヤクスギの巨樹・巨木							
実施主体	環境省、◎林野庁							
<主な取組>								
・ No.1-3 参照								
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照								
<評価>								
管理の状況 4	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可					
<成果>								
・ No.1-3 参照								
<課題・参考情報>								
・ No.1-3 参照								

表1-10-1 屋久島の巨樹・著名木データ一覧
【屋久島森林生態系保全センター_九州森林管理局】

No.	名称	樹高 胸高周囲	場所(標高:m)	直近の 樹勢診断	直近の樹勢 回復措置	時期予定	言われて いる樹齢	備考
1	縄文杉	25.3m 16.4m	大株歩道沿い 99林班 (1,300)	H29年 (2017)	H29年 (2017)		2000年代 ~7200年	最大の屋久杉といわれ、調査対象の中で胸高周 囲が最大
2	夫婦杉(夫)	22.9m 10.9m	大株歩道沿い 99林班 (1,230)	H23年3月 (2011)		(夫)2000年	(妻)1500年	枝でつながった合体木
	”(妻)	25.5m 5.8m						
3	大王杉	24.7m 11.1m	大株歩道沿い 99林班 (1,190)	H30年 (2018)	H29年 (2017)		3000年	かつては最大の屋久杉といわれた
4	ウィルソン杉	— 13.8m	大株歩道沿い 99林班 (1,030)	—		(2000年余)	巨大な切り株	
5	翁杉	23.7m 12.6m	大株歩道沿い 99林班 (1,000)	H21年 (2009)		2000年	平成22(2010)年9月に倒れる (樹高・周囲は立木時の数値)	
6	仁王杉	22.8m 8.3m	森林軌道沿い 99林班 (860)	—		R2年 (2020)	平成12(2000)年11月に倒れる (樹高・周囲は立木時の数値)	
7	三代杉	38.4m 4.4m	森林軌道沿い 100林班 (740)	H27年 (2015)	H28年 (2016)		500年	倒木更新、切り株更新を重ねた3代目

(素案)

8	愛子杉	26.2m 5.7m	森林軌道沿い 89林班 (620)	H29年 (2017)				
9	川上杉	27.0m 8.9m	安房林道沿い 81林班 (1,280)	H21年 (2009)	H31年 (2019)	R4年 (2022)	2000年	
10	紀元杉	19.5m 8.1m	安房林道沿い 81林班 (1,230)	H21年 (2009)			3000年	車道沿いにある巨木、着生に特徴がある
11	双子杉(左)	22.2m 1.7m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)					同一株に更新した2本
	双子杉(右)	22.7m 2.1m						
12	ヤクスギランド くぐり杉	25.7m 3.2m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)	H21年 (2009)				合体木と思われる
13	仏陀杉	21.5m 8.0m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)		H31年 (2019)	R4年 (2022)	1800年	ヤクスギランド50分コース
14	岩戸杉	19.3m 6.2m	ヤクスギランド 80林班 (1,040)				2600年	
15	蛇紋杉	23.6m 8.3m	ヤクスギランド 86林班 (1,080)				2000年	平成9(1997)年9月の台風で根こそぎ倒れる
16	小田杉	28.6m 8.2m	ヤクスギランド 86林班 (1,060)				2500年	
17	天柱杉	33.8m 8.2m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)	H25年 (2013)		R2年5月 (2020)	1500年	
18	母子杉(母)	31.1m 9.0m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)	H21年 (2009)	H31年 (2019)	R4年 (2022)	2600年	母杉はすでに枯死していると思われる
	"(子)	29.5m 6.3m						
19	三根杉	26.1m 9.3m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)			R2年5月 (2020)		
20	ひげ長老	32.0m 9.5m	ヤクスギランド 86林班 (1,060)			R2年5月 (2020)		平成12(2000)年の世界自然遺産会議記念の公募で小学生が命名
21	大和杉	34.9m 10.2m	花之江河歩道沿い 80林班 (1,260)	H28年 (2016)			3000年 ~4000年	
22	万代杉	13.2m 8.6m	モッヂョム登山道 (千尋竈ルート) 57林班 (800)	H27年 (2015)			3000年	
23	モッヂョム太郎	24.5m 9.4m	モッヂョム登山道 (千尋竈ルート) 57林班 (820)					
24	モッヂョム花子	19.5m 6.3m	モッヂョム登山道 (正面ルート) 56林班 (680)					
25	大洞杉	— 8.3m	旧栗生歩道沿い 24林班 (1,070)					江戸時代の切り株と横たわる巨大な幹
26	大龍杉	12.8m 7.1m	花山歩道沿い 17林班 (1,220)					

(素案)

27	八本杉	25.4m 2.8m	大川林道沿い 9林班 (980)			R2年 (2020)		計測値は8本の中で樹高・周囲が最大のもの 人為的な倒木と思われる
28	弥生杉	26.1m 8.1m	白谷雲水峡 215林班 (710)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)	3000年	
29	二代大杉	32.0m 4.4m	白谷雲水峡 215林班 (720)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)		
30	三本足杉	25.0m 3.9m	白谷雲水峡 215林班 (800)					倒木更新と思われる特徴的な形態
31	三本槍杉	24.2m 2.7m	白谷雲水峡 214林班 (830)					計測値は3本の中で樹高・周囲が最大のもの 最大のものが本木で2本は倒木更新と思われる
32	奉行杉	24.0m 8.5m	白谷雲水峡 215林班 (820)	H21年 (2009)				
33	展望台杉	18.0m 4.9m	白谷雲水峡 214林班 (830)					
34	白谷雲水峡 くぐり杉	22.0m 3.1m	白谷雲水峡 214林班 (850)					倒木更新による根上りと思われる
35	七本杉	18.0m 8.3m	白谷雲水峡 214林班 (850)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)		素性がよく上部で分岐した代表的な屋久杉の姿
36	しゃらの大杉	14.3m 5.7m	白谷雲水峡 213林班 (730)				1600年	平成7(1995)年9月の台風13号により地上7m で折れる
37	白谷大杉	— 6.3m	白谷雲水峡 213林班 (730)					平成4(1992)年度の調査で折れて枯死している ことが確認された
38	ひびんこ杉	20.0m 9.0m	白谷雲水峡 214林班 (810)				350年	平成11(1999)年の公募により命名される 鹿児島弁で「肩車」を意味する
39	三本杉	23.4m 4.9m	楠川歩道沿い 212林班 (550)	H25年 (2013)	H26年 (2014)			計測値は3本の中で樹高・周囲が最大のもの 平成30(2018)年9月の台風で最大のスギ1本折 れる
40	太古杉	17.6m 8.5m	旧宮之浦歩道沿い 221林班 (1,280)					立入禁止区域

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.1-11	(1) 生態系と自然景観の保全 エ. 外来種や病害虫等への対応
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町

<主な取組>

- ・関係行政機関が、2017年に外来種対策行政連絡会議を設置し、連携して各種対策を実施している。
- ・タヌキについては、屋久島町が有害駆除を実施している。
- ・アブラギリについては、林野庁が基礎調査や除伐を実施している(2010～)。
- ・ナラ枯れについては、林野庁が被害調査を実施している(2004～)。
- ・松枯れについては、No.1-6 参照。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照

<評価>

管理の状況 2	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可
-------------------	---	---------------------	--

<成果>

—

<課題・参考情報>

- ・国内外来種であるタヌキについては、有害駆除を実施しているが、現時点では全島的に分布が拡大しており、現実的にタヌキを根絶するという選択肢は困難な状況である。遺産地域の生態系への負の影響の度合いは不明である。
- ・屋久島東部において、国内外来種であるオキナワキノボリトカゲの侵入が確認されており、分布の拡大が懸念される。遺産地域の生態系への負の影響の度合いは不明である。

(素案)



図 1-11-1 アブラギリの駆除について (屋久島外来種対策行政連絡会)

【2018 科学委②】

図 1-11-2 外来種アブラギリの駆除試験地
【洋上アルプス No.296_林野庁屋久島森林生態系保全センター】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.2-1	(2) 自然の適正な利用 イ. 利用の適正化
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、◎屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）

<主な取組>

- ・屋久島町が主体となり、屋久島町エコツーリズム推進協議会において、ガイド制度を体系的に整理し、屋久島公認ガイド制度を構築した。2015年に制定した条例に基づき、2019年から本運用した。
- ・屋久島町が主体となり、既存の屋久島山岳部保全対策協議会と車両運行対策協議会を統合し、2017年に屋久島山岳部保全利用協議会が設置。町条例に基づき、同協議会が同年から屋久島山岳部環境保全協力金の運用を開始（既存の山岳部保全募金を条例に基づく制度化）。協力金をもとに、山岳部のトイレのし尿搬出を継続している。
- ・屋久島町が主体となり、2010年から現在の運用期間(3/1～11/30)となった荒川登山口のマイカー規制を継続している。
- ・屋久島町が主体となり、屋久島全域の適正利用やエコツーリズム推進方策等をとりまとめた屋久島町エコツーリズム推進全体構想を策定中である。
- ・山岳部の適正利用については、No.2-2 参照。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<評価>

管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 4	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可
-------------------	---	---------------------	--

<成果>

- ・2015年に屋久島町が、屋久島公認ガイド利用推進条例を制定した。
- ・2015年に屋久島町が、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定した。
- ・2021年に山岳部適正利用ビジョンが策定される（予定）。

<課題・参考情報>

- ・2011年の町議会において、エコツーリズム推進全体構想と連動した特定自然観光資源（縄文杉、永田浜ウミガメ、西部地域）の利用調整に関する条例案について否決された。
- ・2019年5月に発生した豪雨災害等も踏まえて、登山者等の安全管理体制の強化が必要である。
- ・外国人の入込者の受け入れ体制の整備が必要である。
- ・空港拡張計画が進められており、空港拡張後には、入込者が急増することが想定され、対応を検討しておくことが必要である。

(素案)

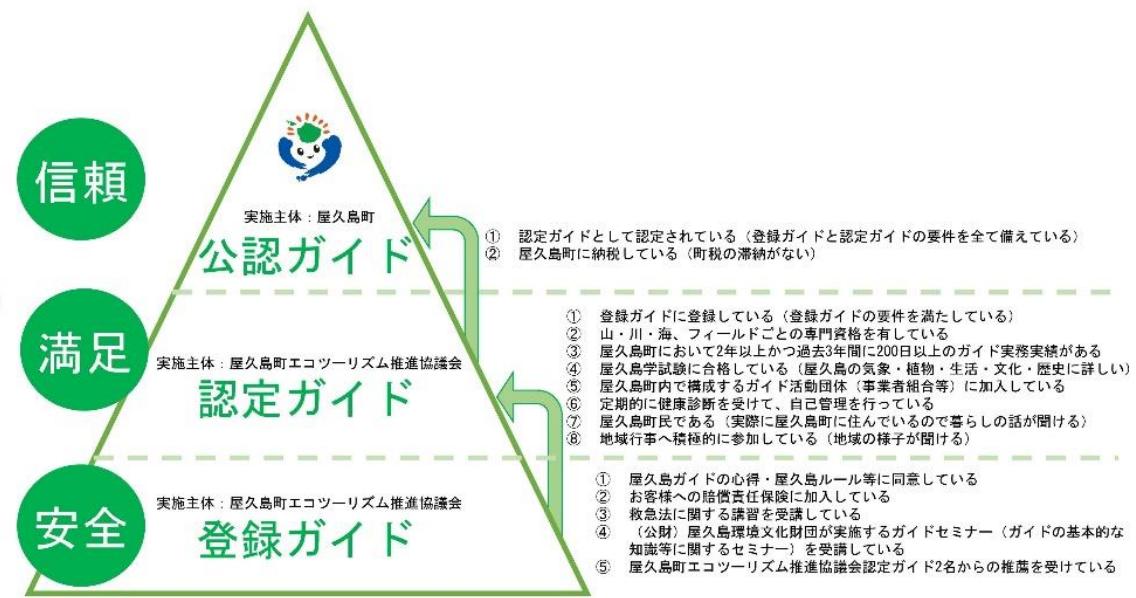


図 2-1-1 屋久島公認ガイド認定制度【屋久島町】



図 2-1-2 山岳部環境保全協力金チラシ

(素案)

図 2・1・3 マイカー規制チラシ（2018 時点）

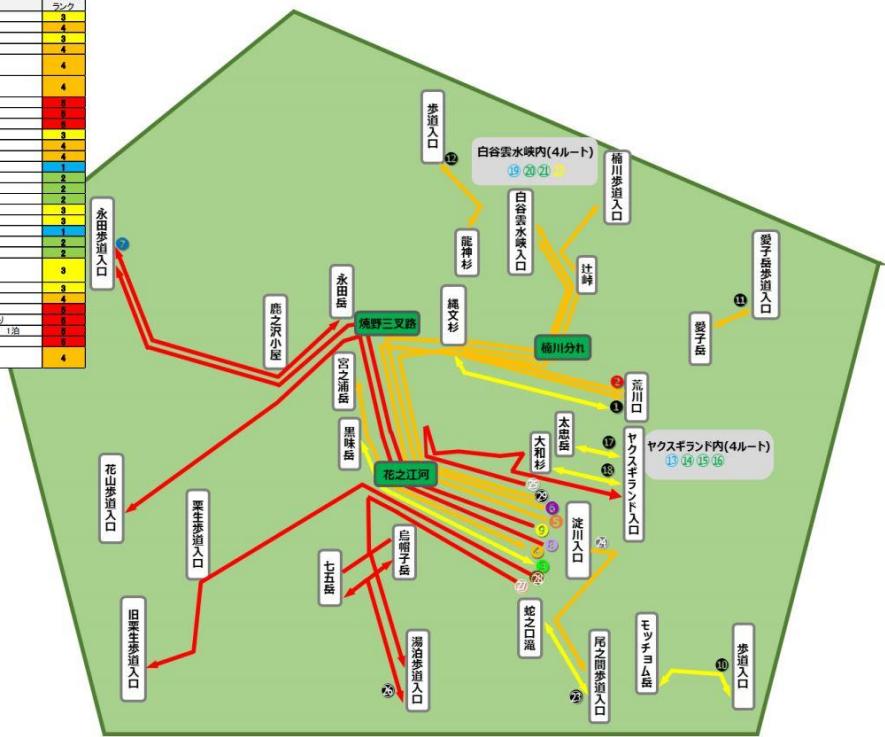
(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012~2020

管理計画上の項目 No.2-2	(2) 自然の適正な利用 ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針					
実施主体	◎環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> 環境省が、2016年に山岳部利用のあり方検討会を設置し、山岳利用のビジョン、ROSを活用した利用ルートごとの利用体験ランク、施設の整備・維持管理水準、情報提供方策等を盛り込んだ「屋久島山岳部適正利用ビジョン」を策定中。 屋久島全域の適正利用やエコツーリズム推進方策については、No.2-1 参照。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 4	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
<ul style="list-style-type: none"> 2021年に山岳部適正利用ビジョンが策定される（予定）。 						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> 登山道の利用と密接な関係にある「山岳部のし尿処理と山岳トイレ」、「トロッコ軌道の維持」、「管理者不在の歩道等の取扱い」、「避難小屋」、「施設の維持管理等における現場の担い手」等について、具体的な対応方針や対策が未決定・未着手のものもあり、引き続き関係者による協議と実行が必要である。 						

(素案)

区分	No.	対象ルート	利用体験ランク
緑地帯	1	草川口～鶴文林蔵往復 日帰り	3
緑地帯	2	草川口～鶴文林蔵～白川渓谷 1泊	4
緑地帯	3	草川口～鶴文林蔵往復 日帰り	3
宮の瀬	4	宮の瀬～草川口～鶴文林蔵往復 日帰り	4
淀川人口～ 荒川	5	淀川人口～宮の瀬往復～荒川 1泊	4
淀川人口～ 荒川	6	淀川人口～宮の瀬往復～荒川 1泊	4
淀川人口～ 荒川	7	淀川人口～宮の瀬往復～白川渓谷 1泊	4
永田歩道、 花山歩道	8	永田歩道入口～花山歩道入口 1泊	5
永田歩道、 花山歩道	9	淀川人口～永田歩道入口～花山歩道入口 1泊	5
モリカワ	10	モリカワ～子守川往復 日帰り	3
モリカワ	11	モリカワ～子守川往復 日帰り	3
神林神社	12	神林神社往復 日帰り	4
モリカワ	13	モリカワキャンプ3分～50分コース	1
モリカワ	14	モリカワキャンプ80分コース	2
モリカワ	15	モリカワキャンプ120分コース	2
モリカワ	16	モリカワキャンプ210分コース	2
太田堀、 大和村	17	ヤマカキヨヒメ～太田堀往復 日帰り	3
太田堀、 大和村	18	ヤマカキヨヒメ～大和村往復 日帰り	3
白谷雲水峡	19	白谷雲水峡 徒歩～白谷雲水峡 徒歩	2
白谷雲水峡	20	白谷雲水峡 徒歩～入山～太田堀往復	2
白谷雲水峡	21	白谷雲水峡 入山～太田堀往復	2
白谷雲水峡	22	白谷雲水峡 徒歩～太田堀往復	3
白谷雲水峡	23	太田堀 徒歩～白谷雲水峡 入山	3
尾之間歩道	24	尾之間歩道～尾之間川口～久之口往復 日帰り	3
尾之間歩道	25	尾之間歩道～久之口往復 日帰り	3
川之江歩道、 湯治原歩道、 栗生歩道	26	川之江歩道入口～栗生～湯治原歩道 徒歩1泊	8
川之江歩道、 湯治原歩道、 栗生歩道	27	湯治原歩道入口～栗生～五七郎～湯治原歩道 徒歩1泊	8
横川歩道	28	横川歩道入口～白川渓谷 徒歩1泊	4
横川歩道	29	横川歩道入口～白川渓谷 徒歩1泊	4



	利 用 体 験 ラ ン ク				
	1 都市的	2	3	4	5 原生的
想定される利用体験の質	屋久島山岳部の自然にふれあう探勝ルート	屋久島山岳部の自然を楽しむトレッキングルート	屋久島山岳部の自然を体感できる登山道	屋久島山岳部の原生的な自然を体感できる登山道	屋久島山岳部の原生的な自然を深く体感できる登山道
	<ul style="list-style-type: none"> ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は半日未満の一般観光客向けルート。 ・木道や階段が整備され、川には橋があるなど、安全性・快適性に配慮された探勝ルートで、屋久島の自然とふれあえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は日帰り（半日～一日）の登山入門者向けルート。 ・木道や階段が適所に設置され、川には橋があるなど、快適性が優先されたトレッキングルートで、屋久島の自然を楽しめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装路または未舗装路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り（一日）の登山経験者向けルート。 ・快適性よりも自然の雰囲気の保持が優先された登山道で、屋久島の自然を体感できる。 ・危険個所に小規模の木道や階段が設置されるが、渡渉が必要な場合があり、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らの一定のリスク管理と行動判断が要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未舗装路や悪路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り（一日）または一泊の登山経験者向けルート。 ・自然の雰囲気の保持が最優先された、人との出会いが稀な登山道で、屋久島の原生的な自然を体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と高度な行動判断が要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩でのアクセスが基本となり、行程は一泊以上の経験豊富な登山者向けルート。 ・自然の雰囲気の保持が最優先された、ほとんど出会いがない登山道で、屋久島の原生的かつ莊厳な自然を深く体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と極めて高度な行動判断が要求される。

図 2-2-1 屋久島登山道の利用体験ランク【2020 山岳部検討会②】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012~2020

管理計画上の項目	(2) 自然の適正な利用 エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理					
No.2-3	実施主体					
環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）						
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関が、各種整備・維持管理を実施している。 ・No.2-2 参照。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
3	3					
<成果>						
<ul style="list-style-type: none"> ・別添参照 						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> ・登山道の利用と密接な関係にある「山岳部のし尿処理と山岳トイレ」、「トロッコ軌道の維持」、「管理者不在の歩道等の取扱い」、「避難小屋」、「施設の維持管理等における現場の担い手」等について、具体的な対応方針や対策が未決定・未着手のものもあり、引き続き関係者による協議と実行が必要である。 						

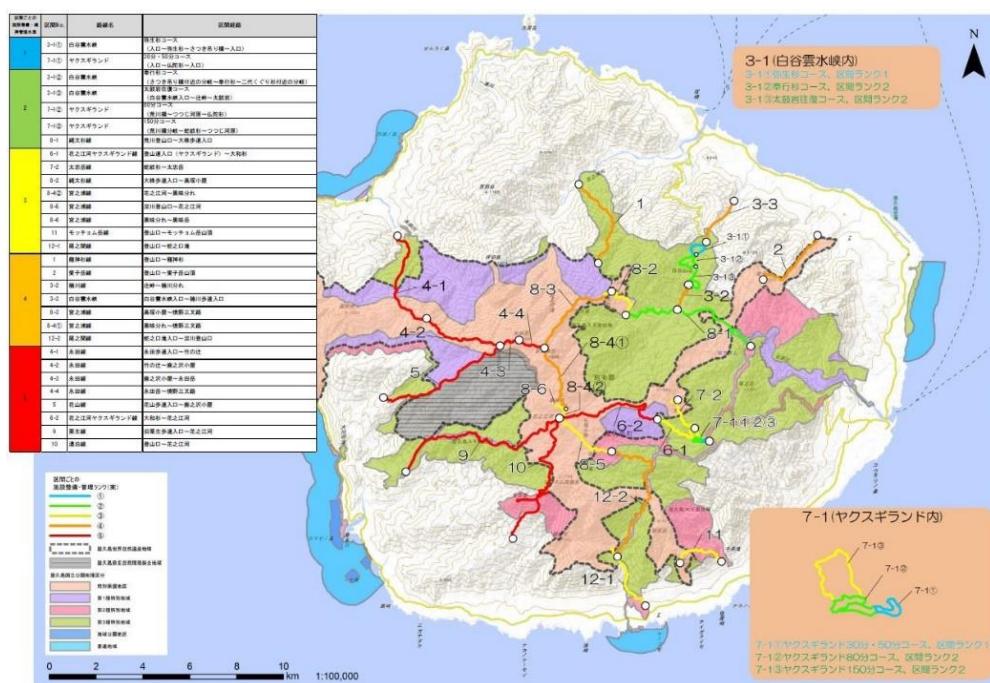


図2-3-1 登山道区間ごとの施設整備・維持管理水準【2020 山岳部検討会①】

(素案)

表 2-3-1 過去 10 年の主な整備の写真一覧



【No.2-3別添】屋久島山岳部における整備等一覧

年度	施設	場所	整備主体
1962 昭和37年	鹿ノ沢小屋設置(汲取トイレ含)	鹿ノ沢小屋	鹿児島県
1965 昭和40年	花之江河小屋設置(汲取トイレ含)	淀川小屋	鹿児島県(国補助)
1970 昭和45年	高塚小屋設置(汲取トイレ含)	高塚小屋	鹿児島県(国補助)
1971 昭和46年	石塚小屋設置(汲取トイレ含)	石塚小屋	鹿児島県(国補助)
1979 昭和54年	白谷小屋設置(汲取トイレ含)	白谷小屋	屋久島町
1981 昭和56年	標識類	花之江河(宮之浦岳R)～竹の辻公園境界(永田歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	木道、土留柵、標識類	淀川登山口～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1983 昭和58年	木道、土留柵、標識類	花之江河(宮之浦岳R)～竹の辻公園境界(永田歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	標識類、土留丸太 橋梁	尾之間歩道入口～蛇之口滝(尾之間歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	土留柵、標識類	淀川(淀川橋)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		大株歩道入口(縄文杉R)～焼野三叉(縦走路)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1984 昭和59年	標識類	蛇之口滝分岐点～割石岳乗越(尾之間歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	標識類	割石岳乗越～淀川登山口(尾之間歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	標識類、土留丸太、階段	花之江河～荒川支流(花之江河ヤクスギランド線)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1985 昭和60年	階段、土留丸太、標識類	花之江河～栗生林道合流点(栗生歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	標識類、土留丸太等	太忠岳登山道入口～太忠岳(現ヤクスギランド入口～山頂)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	淀川小屋建て替え	淀川小屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1988 昭和63年	階段	淀川小屋～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1989 平成元年	土留丸太、標識類	焼野三叉(縦走路)～安房岳・投石岳鞍部(宮之浦岳R)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1990 平成2年	標識類、土留丸太、階段工	花之江河(宮之浦岳R)～竹の辻公園境界(永田歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	トイレ	淀川登山口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	標識類、土留補修、トロッコ道板張	楠川分かれ(縄文杉R)～焼野三叉(縦走路)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	標識類、土留補修	花之江河～石塚小屋(花之江河ヤクスギランド線)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1992 平成4年	新高塚小屋設置	新高塚小屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1993 平成5年	駐車場	白谷雲水峡入口(※当時国立公園外)	鹿児島県
	階段、デッキ、標識類、トロ道板張等	小杉谷～縄文杉	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1994 平成6年	トイレ(水洗)	白谷雲水峡入口(※当時国立公園外)	鹿児島県
1995 平成7年	トイレ(浄化槽)	荒川登山口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	階段補修、標識類	大株歩道入口～ウィルソン株	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	休憩所	縄文杉先	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	植生保護デッキ、編柵工	縄文杉	林野庁
	土留階段	淀川登山口～黒味岳分岐	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	管理棟	白谷雲水峡入口(※当時国立公園外)	林野庁
1996 平成8年	階段	淀川登山口～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	階段	縄文杉～高塚小屋	林野庁
	木道、階段	花之江河～翁岳	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(沢津橋)	林野庁
1997 平成9年	木道、階段、標識類	翁岳鞍部～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	木道、階段、標識類	花之江河～焼野	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	土留階段、階段、木道	淀川登山口～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(荒川橋)	林野庁
1998 平成10年	階段、板張	縄文杉周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(苔の橋)	林野庁
	休憩所	ヤクスギランド内(2箇所)	林野庁
	休憩所	ヤクスギランド内(1箇所)	林野庁
	屋根、デッキ	新高塚小屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1999 平成11年	階段、板張、橋梁、トロ道板張	楠川分かれ～縄文杉	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	植生保護デッキ外踏出防止柵等	縄文杉、高塚小屋周辺	林野庁
	休憩所	ヤクスギランド内(1箇所)	林野庁
2000 平成12年	木道、標識類	花之江河～焼野	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	休憩所	小杉谷小学校先	林野庁
	階段、板張	ウィルソン株周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	階段、板張	新高塚小屋周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	著名杉命名板、解説板	ヤクスギランド内	林野庁
2001 平成13年	板張、橋梁設置	小杉谷分岐～大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	木道	花之江河周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	丸太工、階段工	花之江河、小花之江河	林野庁
2002 平成14年	枕木交換	小杉谷小学校跡～大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	木道、階段	縄文杉～高塚小屋先	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	トイレ(浄化循環)	大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(天柱橋)	林野庁
	木道、土留丸太	花之江河～黒味岳分岐	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	丸太工、階段工	花之江河、小花之江河	林野庁
	龍神杉歩道整備	登山口～龍神杉	屋久島町
2003 平成15年	枕木交換、トロ道板張	小杉谷小学校跡～大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	木道、階段、石積	新高塚小屋～坊主岩	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	解説板	ヤクスギランド内	林野庁
	龍神杉歩道整備(デッキ等)	龍神杉	屋久島町
2004 平成16年	周辺整備(階段、木道、標識類等)	ウィルソン株	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	木道、階段、石積	坊主岩～平石岩屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
	龍神杉歩道整備	登山口付近	屋久島町
2005 平成17年	橋梁掛替	小杉谷小学校跡～小杉谷莊跡周辺	鹿児島県
	植生保護デッキ補修、木柵、丸太筋工	縄文杉	林野庁
2006 平成18年	橋梁掛替	小杉谷莊跡周辺	鹿児島県
	トイレ(オゾンし尿処理・改築)	大株歩道入口	鹿児島県
	土留、排水溝等整備	花之江河	林野庁
2007 平成19年	トイレ(バイオ)	小杉谷山莊跡	屋久島町(企業寄付)
	木道、階段、石積、水切等	平石～淀川登山口	環境省
	龍神杉歩道整備(標識類)	登山口～龍神杉	屋久島町

【No.2-3別添】屋久島山岳部における整備等一覧

年度	施設	場所	整備主体
2008 平成20年	橋梁掛替	小杉谷小学校跡～楠川分かれ手前	鹿児島県
	駐車場	自然館前(※国立公園区域外)	鹿児島県
	トイレ(水洗)	自然館前(※国立公園区域外)	鹿児島県
	携帯トイレブース	ヤクスギランド内(蛇紋杉手前)	林野庁
2009 平成21年	トイレ(簡易水洗処理槽・改築)	荒川登山口	鹿児島県
	休憩所	荒川登山口	鹿児島県
	トイレ(簡易水洗処理槽・追加)	荒川登山口	鹿児島県
	橋梁掛替	小杉谷小学校跡～大株歩道入口	鹿児島県
	植生保護デッキ、木柵、根茎保護等	大王杉手前～縄文杉	林野庁
	トイレ(バイオ)	小杉谷山荘跡	屋久島町(企業寄付)
2010 平成22年	ゲート設置	荒川三叉路	屋久島町
	根茎保護デッキ、丸太柵等	大王杉手前～縄文杉先	林野庁
2011 平成23年	携帯トイレブース	淀川小屋、花之江河、翁岳	環境省
	トイレ(土壤処理式) (携帯トイレブース1室)	新高塚小屋	環境省
	トイレ改修(簡易水洗化、ソーラー)	淀川登山口	屋久島町(企業寄付)
2012 平成24年	バス停屋根	自然館前(※国立公園区域外)	屋久島町(県1/2、協力金1/2)
	木道、石積	縄文杉周辺	鹿児島県
	階段、橋梁掛替(淀川橋)	淀川登山口～投石平	環境省
	石積	黒味分れ～黒味岳山頂	環境省
	携帯トイレブース	大王杉	環境省
	避難小屋	高塚小屋	屋久島町(企業寄付)
2013 平成25年	植生保護デッキ撤去	縄文杉	林野庁
	高塚小屋建て替え	高塚小屋	屋久島町
2015 平成27年	北デッキ撤去	縄文杉	林野庁
	南デッキの一部撤去	縄文杉	林野庁
2016 平成28年	デッキ	縄文杉	環境省
	南デッキ撤去、植生保護ネット	縄文杉	林野庁
2019 令和元年	デッキ	縄文杉	環境省
	休憩所	淀川登山口	環境省
2021 令和3年	登山道整備工事	鹿之沢小屋～焼野三叉路間	環境省
	う回路	大王杉	環境省(県施工委任)

※オレンジセル＝縄文杉ルート(荒川口-高塚小屋)、水色セル＝宮之浦岳ルート(淀川口～宮之浦岳)、紫セル＝縦走ルート(宮之浦岳～高塚小屋)、緑セル＝レク森

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.2-4	(2) 自然の適正な利用 オ. エコツーリズムの推進					
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、○屋久島町、地域関係者 (○財団、レク森、観光協会、ガイド等)					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> ・山岳部を中心とした島全体については、No.2-1 参照。 ・屋久島環境文化財団と屋久島町が主体となり、2015年に屋久島里めぐり推進協議会を設置し、里地の地域資源を活用したツアー等を実施している。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」(毎年度の科学委員会資料) 参照						
<評価>						
管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
<ul style="list-style-type: none"> ・No.2-1 参照。 						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> ・里めぐり、語り部等、集落文化を知る観光の展開には、人材確保が課題である。 						



図2-4-1 屋久島里めぐり図【屋久島里めぐり推進協議会】

(素案)



図 2-4-2 里めぐりの魅力【屋久島里めぐり推進協議会】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.3	(3) 関係行政機関等の体制
実施主体	◎環境省、◎林野庁、◎鹿児島県、◎屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）

<主な取組>

- ・2009～2010年に科学委員会やヤクシカWGを設置し、科学的データに基づく順応的な管理体制を継続的に運用している。
- ・2021年に世界遺産地域連絡会議の体制を拡充し、世界遺産管理に係る地域関係者との情報共有や合意形成の場として運用する（予定）。
- ・関係行政機関の人員・体制については、大きな変化はない。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<評価>

管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 4	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可
------------	---	--------------	--

<成果>

- ・科学委員会（WG含む）という科学的データに基づく順応的管理の体制が継続されている（2009～）。
- ・地域連絡会議という地域関係者との情報共有や合意形成の場が構築された（2021）。

<課題・参考情報>

- ・特に適正利用に関して、実務的かつ重要な役割を担っているその他の様々な協議会や検討の場があり、人的資源が限られている中で、構成員の多くが重複している。
- ・特に適正利用に関して、既存の様々な協議及び検討の場が存在しているものの、横の連携（協議会間での決定事項や検討事項の情報共有、担当者間での情報共有）が必ずしも十分ではなく、合意形成のスキームが不明瞭である。

(素案)

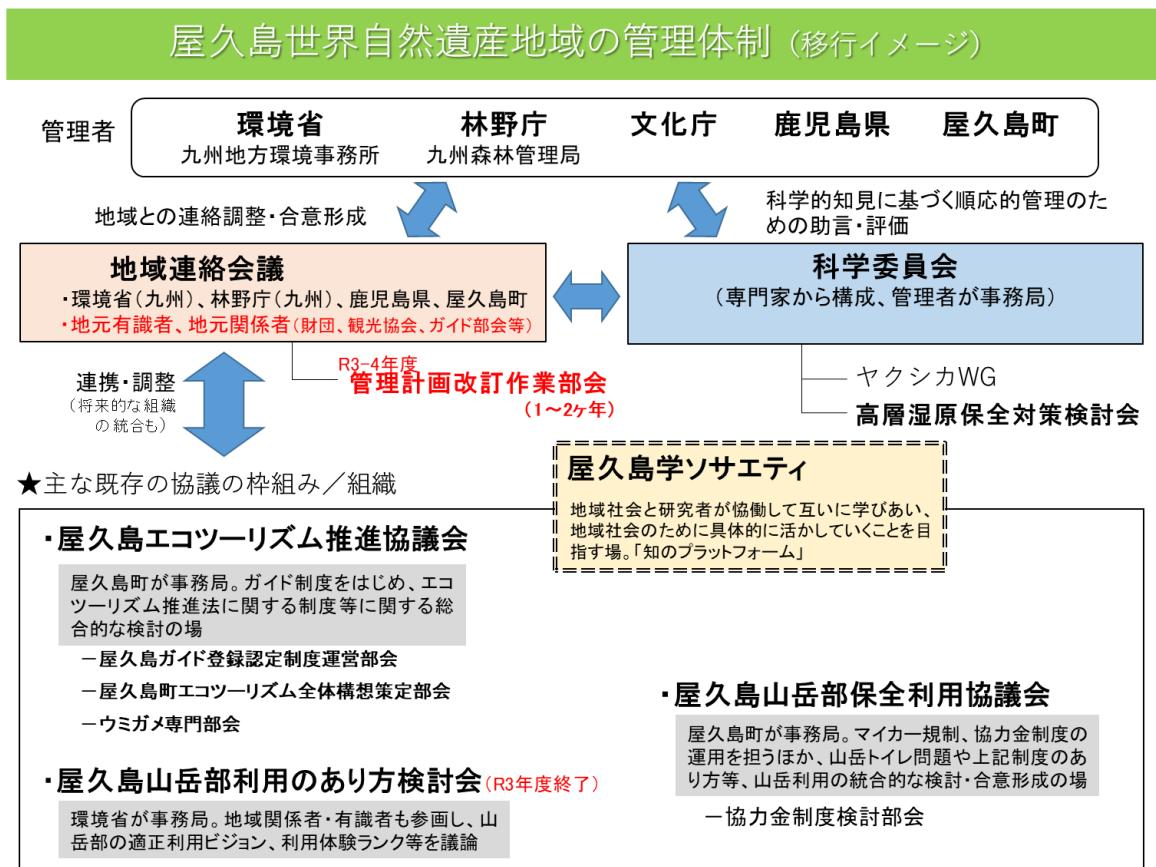


図 3・1 屋久島世界自然遺産地域の管理体制 (移行イメージ) 【2021 地域連絡会議①】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012~2020

管理計画上の項目 No.4-1	(4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動 イ. 調査研究・モニタリング					
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）					
<主な取組>						
・関係行政機関が、2011年に屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画を策定し、当該計画に基づいて各種モニタリングを継続的に実施している。						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況 3	4：高く有効 3：有効 2：やや懸念あり 1：深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5：著しく改善 4：改善 3：安定／変化なし 2：悪化 1：著しく悪化 N：情報不足／判断不可			
<成果>						
・2011年に策定された屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画に基づき、必要なモニタリングが継続的に実施されている。						
<課題・参考情報>						
・社会状況等の変化や、新たに策定又は改定される計画に即して、モニタリング計画の定期的な見直しの検討が必要である。 ・継続的なモニタリングには予算や人員の制約があることから、既存のモニタリングやデータを活用するなど、できるだけ簡易で安定的な方法も模索する必要がある。						

参考資料3
屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画

参考資料3

管理機関が継続して実施するモニタリング項目

1. 目的

屋久島世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）の自然景観と生態系については、科学的な知見に基づく継続的な管理を行う必要がある。そのため、環境省九州地方環境事務所、林野庁九州森林管理部、鹿児島県、屋久島町（以下「関係行政機関」といいます。）は、関係団体、専門家等と協議してモニタリングを推進することとし、その結果に応じて保全方法や利用方法の見直し等を行い、より効果的な手法により遺産地域の管理を行うこととしている。

この計画では、科学的知見に基づく継続的な管理を推進し、遺産地域の自然景観及び生態系、並びにその価値を後世に引き継いでいくため、今後10年程度において、関係行政機関が実施するモニタリング項目及びその内容を規定するとともに、モニタリング結果の評価の基準とその手順を明らかにします。

2. モニタリングの基本方針

世界遺産の普遍的価値が維持されているかをモニタリングするとともに、気候変動が遺産地域に及ぼす影響を把握するために、遺産地域4つの管理目標にあわせて6つの評価項目を設定し、評価項目に基づいたモニタリング項目及びその内容を設定する。

管理目標① 基礎的環境情報が把握されていること

管理目標① 天然スギに代表される特異な自然景観が維持されていること

評価項目A 天然スギ林が適切に保護・管理され、天然スギが持続的に世代交代すること
評価項目B その他の特異な自然景観資源が適切に保護・管理されていること

管理目標② 植生の垂直分布に代表される貴重な生態系が維持されていること

評価項目C 植生の垂直分布が維持されていること
評価項目D 生物多様性が維持されていること

管理目標③ 観光客等による利用及び人為活動等が世界遺産登録時の価値を損なっていないこと

評価項目E 観光客等による利用が適正に管理されていること

モニタリングの実施にあたっては、関係団体、専門家、その他の機関等との緊密な連携・協力を図り、屋久島世界自然遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」といいます。）の助言を得るものとする。

3. モニタリング項目

遺産地域の順応的管理の推進のために、以下のモニタリングを実施する。なお、モニタリングの詳細な内容、計画期間のモニタリング実施予定は、それぞれ別表1・2に定めるとおりである。

モニタリング項目	評価指標	実施主体	屋久島町	その他	実施頻度
1 気象データの測定	1 気温、湿度、地温、土壤水分、降水量等 2 雨下水量等 3 pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数	● ● ●	●	●	10分毎～毎時 毎月 4年毎
2 大気組成、水質測定	4 天然スギ林の面積	●	●	●	10年毎
3 天然スギ林の現状把握	5 天然スギ林の種組成及び階層構造	● ●	●	●	5～10年毎
4 天然スギ林の動態把握	6 常年ヤクシキ等の巨樹・巨木の現状把握 7 他の特異な自然景観資源の現状把握	● ●	● ●	●	毎年 毎年
5 常年ヤクシキ等の巨樹・巨木の現状把握	8 群集、種組成及び階層構造 9 ヤクシキの個体数	● ●	● ●	●	5～10年毎 1～5年
6 その他の特異な自然景観資源の現状把握	10 ヤクシキの捕獲頭数 11 ヤクシキによる植生被害及び回復状況	● ● ●	● ● ●	●	毎年 1～5年毎
7 植生の垂直分布の動態把握	12 林床部の希少種・固有種の分布・生育状況 13 カクタネヨコヅナの分布・生育状況	● ●	● ●	●	5年毎 5年毎
8 ヤクシキの動態把握及び被害状況把握	14 外来植物アラギリの分布状況	● ●	● ●	●	毎年～5年毎
9 希少種・固有種の分布状況の把握	15 濡原の面積 16 濡原の水深、土砂堆積深及び堆積だまりの分布面積	● ●	● ●	●	5年毎 5年毎
10 外来種等による生態系への影響把握	17 濡原植生群落の分布・種組成 18 屋久島入島者数 19 主要山岳部における登山者数	● ●	● ●	●	5年毎 毎日 毎日
11 高層湿原の動態把握	20 自然休養林における施設利用者数 21 携帯トイレ利用者数 22 レクリエーション利用者の動向	● ●	● ●	●	毎日 1～3年毎 毎日
12 高層湿原植生の動態把握	23 レクリエーション利用や観光客の実態 24 登山道周辺の荒廃状況、植生変化 25 避難小屋トイレ周辺の水質	● ●	● ●	●	1年毎・5年毎 3年毎
13 利用状況の把握					
14 利用による植生等への影響把握					

図4-1-1 管理機関が継続して実施するモニタリング計画【2020科学委①】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.4-2	(4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動 ウ. 巡視活動					
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町					
<主な取組>						
<ul style="list-style-type: none"> ・環境省と林野庁を中心として、2008年に作成した世界遺産地域巡視マニュアルに基づき、職員等（アクティブ・レンジャーやグリーン・サポート・スタッフを含む）による定期的な巡視を実施している。 ・関係行政機関が、屋久島国立公園パークボランティア（環境省）、自然保護推進員や希少野生動植物推進員（鹿児島県）を運用している。 						
※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照						
<評価>						
管理の状況 3	4 : 高く有効 3 : 有効 2 : やや懸念あり 1 : 深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5 : 著しく改善 4 : 改善 3 : 安定／変化なし 2 : 悪化 1 : 著しく悪化 N : 情報不足／判断不可			
<成果>						
—						
<課題・参考情報>						
<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会の進展とともに、関係行政機関間の情報の即的な共有が重要となっており、世界遺産地域巡視マニュアルの改訂も必要である。 						

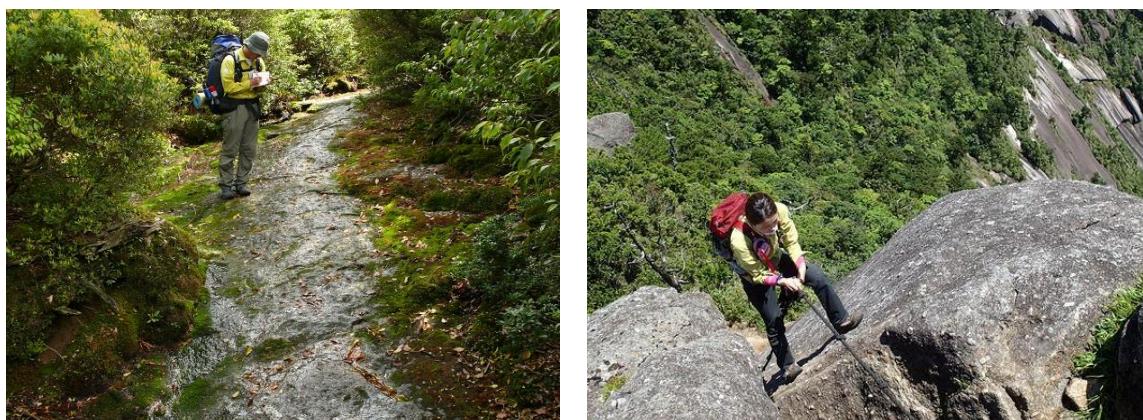


図4-2-1 モニタリング、巡視活動

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.5	(5) 地域との連携・協働
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）

<主な取組>

- ・屋久島山岳部保全利用協議会や屋久島町エコツーリズム協議会、屋久島山岳部利用のあり方協議会等において、世界遺産管理に関する方針や具体的な施策について、地域関係者からの意見や提案を幅広く聞くとともに、情報の共有を図っている。
- ・2021年に世界遺産地域連絡会議の体制を拡充し、世界遺産管理に係る地域関係者との情報共有や合意形成の場として運用する（予定）。
- ・2013年に、地域社会と研究者が協働して互いに学びあい、地域社会のために具体的に活動していくことを目指す場（知のプラットフォーム）として、地域住民・団体、研究者、屋久島町が主体となって、屋久島学ソサエティが設立。年次大会が開催されるなど、研究者の研究データが島民に広く還元されるとともに、多くの情報が蓄積されている。屋久島公認ガイド制度においても、登録ガイドの要件に位置付けられている。
- ・屋久島環境文化財団が、2006年から民間団体等の環境保全活動への支援を継続している。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<評価>

管理の状況 3	4：高く有効 3：有効 2：やや懸念あり 1：深刻な懸念あり	約10年の傾向 5	5：著しく改善 4：改善 3：安定／変化なし 2：悪化 1：著しく悪化 N：情報不足／判断不可
-------------------	---	---------------------	--

<成果>

- ・2013年に屋久島学ソサエティが設立された。

<課題・参考情報>

- ・No.3 参照。
- ・島民が、屋久島の自然環境や世界遺産管理に直接的・間接的に携わる活動・場面が少ない。
- ・将来の屋久島の世界遺産管理の担い手となれるよう、ガイドの位置づけや役割の明確化が必要である。

(素案)



図 5-1 屋久島学ソサエティ第7回大会プログラム表紙



図 5-2 会誌「屋久島学 No.7」表紙

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.6-1	(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発 (環境教育)
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）

<主な取組>

- ・屋久島環境文化財団が、1996年から自然・文化体験セミナーやふるさとセミナー等の環境学習事業を、2003年から研究者の講演会（屋久島研究講座）を継続している。
- ・2001年に屋久島高校に環境コースが設置され、自然や文化に関するカリキュラムが構築されているとともに、生徒は自然環境等に係る課題研究を行い、屋久島学ソサエティ等の場で発表を行っている。
- ・屋久島学ソサエティについては、No.5 参照。
- ・環境省が、2008年から町の小学校を対象に、国立公園や世界遺産を伝える「出前授業」を継続している。
- ・林野庁が、2020年に町の小中学校の先生を対象に、森林や林業の情報を発信する「屋久島森の塾」を開催した。
- ・環境教育や普及啓発の拠点施設として、屋久島環境文化村センター、研修センター、屋久杉自然館、屋久島世界遺産センター、屋久島世界遺産保全センター等が各関係行政機関によって運営されている。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<評価>

管理の状況 3	4：高く有効 3：有効 2：やや懸念あり 1：深刻な懸念あり	約10年の傾向 5	5：著しく改善 4：改善 3：安定／変化なし 2：悪化 1：著しく悪化 N：情報不足／判断不可
-------------------	---	---------------------	--

<成果>

- ・2013年に屋久島学ソサエティが設立された。

<課題・参考情報>

- ・環境教育の体系化や深化を目的として、関係行政機関や施設間の連携が重要である。特に教育委員会や学校との連携は重要である。

(素案)



図6-1-1 出前授業の様子【環境省屋久島自然保護官事務所_屋久島世界遺産センター】


洋上アルプス No.306 2020年9月5日
 発行 林野庁屋久島森林生態系保全センター

パックナンバーや屋久島国有林における入林申請等は
 こちらにあります
http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/yakusima_hozon/


屋久島の林業・木材産業を知る
 —令和2年度「屋久島森の塾」開催— (7月31日)

当保全センターと屋久島森林管理署では、平成30年度から町内小中学校教職員を対象とした「屋久島森の塾」に取り組んでおり、今年度は小・中学校15名の教職員参加のもと屋久島森林管理署や間伐事業地、木材加工場等で実施しました(屋久島町教育委員会共催)。

今年の森の塾は、現在屋久島で行われている林業・木材産業を主体に、①土埋木の現状、②地杉の島外出荷、③森林施業地見学(間伐作業)、④地杉の加工・販売、⑤地杉を使った役場庁舎見学などのカリキュラムを行いました。参加者からは「地杉の生産から加工、建築まで一連の流れがとてもわかりやすくて良かった」「子ども達にも見学させたい」「小杉谷にも行きたい」「体験があると良かった」等多くの感想をいただきました。今後もさらに内容を充実させた森の塾を継続して開催したいと考えています。



間伐作業地で伐倒・集材作業を見学



役場職員から説明を聞く受講生



土埋木について説明



西署長の説明を聞く参加者

洋上アルプス No.306 ①

図6-1-2 屋久島森の塾【洋上アルプス No.306_林野庁屋久島森林生態系保全センター】

(素案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく管理状況評価シート 2012～2020

管理計画上の項目 No.6-2	(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発 (普及啓発・情報発信)
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）

<主な取組>

- ・関係行政機関が、屋久島マナーガイド(1999～)、西部地域ルールガイド(2011～)、洋上アルプス(1995～)といったパンフレットやリーフレット等のほか、モニタリング結果、ヤクシカ対策等に係る普及啓発資料を作成し、観光客や住民に対して普及啓発を実施している。また、屋久島マナービデオ(2002～)が適宜改訂され、交通機関の協力を得て、高速船で継続的に放映されている。
- ・関係行政機関が、各HPを整備・更新しているほか、山岳部保全協力金とマイカー規制、屋久島公認ガイドなどの主要な取組ごとのHPが整備され、情報発信が行われている。
- ・科学委員会、ヤクシカWG、高層湿原保全対策検討会、山岳部利用のあり方検討会などの主要な会議の資料、議事概要等が公開され、議論の透明性が確保されている。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<評価>

管理の状況 3	4：高く有効 3：有効 2：やや懸念あり 1：深刻な懸念あり	約10年の傾向 3	5：著しく改善 4：改善 3：安定／変化なし 2：悪化 1：著しく悪化 N：情報不足／判断不可
-------------------	---	---------------------	--

<成果>

—

<課題・参考情報>

- ・世界遺産地域や国立公園の管理者である行政機関からの体系的かつ総合的な情報発信を行う必要がある。
- ・近年ではSNS等の普及に伴って、個人の情報収集手段も多様化するとともに、利用者個人による情報発信力の大きさも高まっており、行政による一元的なHP等の整備だけで、発信したい情報を利用者に十分に伝えることは困難である。個人による情報発信力の重要性も十分に考慮しつつ、観光事業者との連携なども含めて、多角的な情報発信の形を構築する必要がある。

(素案)



図 6-2-1 (左)登山者のための屋久島マナーガイド、(右)屋久島西部地域ルールガイド
【左：屋久島山岳部保全利用協議会、右：環境省九州地方環境事務所】

山岳部環境保全協力金の納入をお願いいたします。

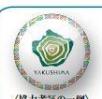
世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するための協力金です。

基本額(日帰り入山の場合)	1,000円
山中で宿泊予定の入山の場合	2,000円

*登山をされない方で協力金制度にご賛同いただける方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

使い道

- 山岳トイレの維持管理経費
- 登山道トロッコ道の点検及び軽微な補修費
- 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
- 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- 上記のほか、協力金の収納等、山岳部の自然環境の保全に必要な経費



観光事業者と連携した環境保全の取り組みとして、協力金を町内の協力店でご提示いただくと、観光における各種サービスが受けられます。サービス内容は、ホームページ(<http://yakushima-tozan.com/>)等で連絡先をご確認の上、協力店にお問い合わせください。



納入方法

<淀川登山口から入山する方>

- P5に記載する取扱所で、事前に納入いただくか、淀川登山口に待機する業務員に納入してください。

<白谷雲水峡から入山する方>

- P5に記載する取扱所で、事前に納入いただくか、白谷雲水峡の入口の管理棟で納入してください。

*白谷雲水峡からワイルソン株や縄文杉などを目指す場合は、山岳部環境保全協力金の納入にご協力をお願いします。なお、白谷雲水峡(白谷雲水峡管理棟～辻崎)だけを散策する場合は、森林環境整備推進協力金500円の納入にご協力をお願いします。その場合、山岳部環境保全協力金の納入は必要ありません。

<登山をされない方で協力金制度にご賛同し納入いただける方>

- 観光協会案内所(空港前・エコタウンあわほ内・屋久島環境文化村センター内)、屋久島山岳部保全利用協議会(屋久島自然館前バス停)で納入いただけます。

- 指定口座に振り込み(金額は問いません)

*ご希望の方は、屋久島町役場環境政策課(<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/>)にお問い合わせください。

<荒川登山口から入山する方>

毎年3月1日から11月30日までの期間、荒川登山口に通じる町道荒川線は、許可車両以外の車両の乗り入れを規制しています。荒川登山口へは、屋久杉自然館前バス停から荒川登山バス(シャトルバス)をご利用ください。下記の取扱所で、バス券の購入に併せて山岳部環境保全協力金を納入してください。

協力金及びバス券の事前購入にご協力ください。

協力金及び荒川登山バス券取扱所

取扱所	取扱時間	市外局番0997
(公社)屋久島觀光協会事務局(空港前)	8:30~18:00	49-4010
安房案内所(エコタウンあわほ内)	9:00~18:00	46-2333
宮之浦案内所(屋久島環境文化村センター内)	9:00~17:00	42-1019
屋久島環境文化村センター	9:00~17:00	42-2900
屋久島山岳部保全利用協議会(屋久杉自然館前バス停)	4:00~19:00	46-3317

*上記以外にも、宿泊先などで購入できる場合もございますので、各施設に直接お問い合わせください。

*バス券の返金は観光案内所にて行います。(納入いただいた山岳部環境保全協力金は原則返金できませんのでご了承ください。)

マイカー・レンタカー・二輪車・自転車・路線バスをご利用の方

▶屋久島自然館前バス停にて、荒川登山バスに乗り換をお願いします。

運行区間：屋久杉自然館前バス停～荒川登山口

中学生以上	(片道券)1,690円(バス代690円+協力金1,000円 [※]) (往復券)2,380円(バス代1,380円+協力金1,000円 [※]) ※協力金(日帰り入山の場合)は1,000円。山中で宿泊予定の場合は2,000円。
小 学 生	(片道券)350円(バス代350円) (往復券)700円(バス代700円) ※協力金は必要ありません。
小学生未満	バス代は無料です。 混雑緩和及び円滑なバス運行のため、事前購入にご協力ください。都合により事前購入できなかった方は、登山バス乗車口に待機する係員にお申し出ください。

貸切バス・タクシーをご利用の方

▶協力金は、屋久島山岳部保全利用協議会(屋久島自然館前バス停)または荒川三叉路において業務員に納入してください。詳しくは、バス・タクシー会社またはドライバーにお問い合わせください。
※協力金(日帰り入山の場合)は1,000円。山中で宿泊予定の場合は2,000円。

【問合せ先】屋久島山岳部保全利用協議会

TEL&FAX 0997-46-3317
<http://yakushima-tozan.com/>



【バス運行情報】種子島・屋久島交通株屋久島支社 0997-46-2221
まつばんた交通バス株 0997-43-5000

図 6-2-2 山岳部環境保全協力金とマイカー規制に関する記述

【登山者のための屋久島マナーガイド_屋久島山岳部保全利用協議会】

(素案)

最新登山情報

▼ 屋久島の冬山登山について

- 2020年度冬、既に2件の山岳遭難事故が発生しました。
特に2021年1月に入ってからの寒波の影響で、山間部では深い積雪となっています。
縄文杉のある標高帯には50cm以上の積雪があり、宮之浦岳方面では積雪が100cmを超える部分も発生しています。
稜線部では降雪時、吹雪や濃霧が発生しやすくなります。
無積雪期と比べ、登山の難易度やリスクははるかに高くなります。
登山口には雪が無い場合であっても、高標高帯へ進むにつれて歩行困難になる可能性が高いため、安易な入山はお控え頂くようお願いいたします。
冬山で遭難事故が発生した場合、悪天時には救助活動も大変困難となります。
特に以下のような条件の場合、[登山計画の見直しをお願いいたします](#)。
- ・ 寒波や寒冷前線通過など、天候悪化が予想される場合。
・ 初めてのルートや慣れていないルートを計画している場合。
・ 冬山装備、緊急時用装備が十分でない場合。
・ 冬山に向けての体力、体調が十分で無い場合。
・ 1日に長距離の登山を計画している場合。

▼ 屋久島で登山をされる方へ

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、屋久島山岳部保全利用協議会から屋久島で登山をされる方へ、注意喚起の案内文が発表されました。
下記のとおり感染予防に努め、登山を楽しんでください。
また、当面の間、緊急時以外の避難小屋の利用はお控えください。

[屋久島で登山をされる方へ\[PDF134KB\]](#)

▼ 口永良部島新岳噴火に関する情報

図 6-2-3 屋久島世界遺産センターHP

(素案)

九州森林管理局

文字サイズ 標 準 大きく

キーワードから探す ENHANCED BY Google 検索

森林管理局へようこそ 報道・広報 森林管理局の仕事 公告・入札情報等 リンク集

ホーム > 生物多様性の保全 > 屋久島世界遺産地域連絡会議、屋久島世界遺産地域科学委員会

屋久島世界自然遺産地域

屋久島世界自然遺産地域

『屋久島世界自然遺産地域は、世界遺産条約に基づき平成5年12月我が国で初めて世界自然遺産として登録されました。』

世界自然遺産「屋久島」は、九州本土最南端から60kmの海上に位置するほぼ円形の山岳島である屋久島の中心部から西の海岸部に及ぶ原生的な温帯雨林が広がる地域である、屋久島の島嶼生態系は、標高2,000mに迫る山岳を有し、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地の温帯雨林から山頂付近の冷温帯性ササ草地や高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性を保持している点で、北半球の温帯域では他にほとんど例がない顕著な生態系である。また、屋久島の山地温帯雨林は、年間降水量が8,000mmを超える特殊な多雨・高湿度環境に適応した溪流植物や着生植物を豊富に含む特異な生態系が見られる点、樹齢1,000年を超えるヤクスギの原生林がつくりだす景観を有する点で世界的に特異な存在である。屋久島は、平成5年（1993年）12月の第17回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産として登録されました。

登録面積は、国有林10,260ha、民有林487ha、合計10,747ha
主な保護林としては、屋久島森林生態系保護地域（林野庁）、屋久島国立公園（環境省）、原生自然環境保全地域（環境省）、史跡名勝天然記念物（文化庁）

[「屋久島世界遺産地域管理計画（平成24年10月）」（PDF: 519KB）](#)

屋久島世界遺産地域連絡会議

世界自然遺産に登録された「屋久島」の適正な保全管理の推進を図るため関係行政機関相互の連絡調整を行う場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置されています。

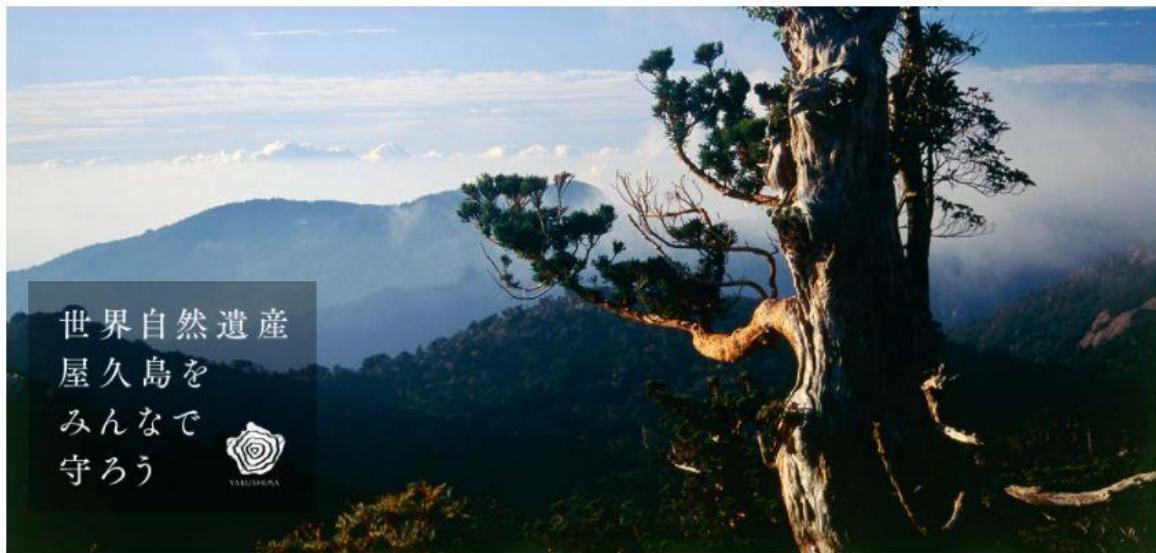
また、遺産地域を将来にわたり適正に保全管理していくため、「屋久島世界遺産地域管理計画」によって、各種制度の運用と各種事業の推進等に資する基本的な方針を明らかにしています。

《地域連絡会議の構成組織》
環境省九州地方環境事務所
林野庁九州森林管理局
鹿児島県
鹿児島県教育委員会
屋久島町

[地域連絡会議の開催状況](#)

図6-2-4 九州森林管理局_屋久島世界自然遺産地域 HP

(素案)



世界自然遺産
屋久島を
みんなで
守ろう

YAKUSHIMA

> トップページ > 協力金について > 登山バスについて > 観光にもお得なお知らせ

> 山岳部でのマナーとルール

世界自然遺産屋久島
山岳部環境保全協力金の納入をお願いします。

基本額(日帰り入山の場合) 1,000円 山中で宿泊予定の入山の場合 2,000円

※ 登山をされない方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金とは?

世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するための協力金です。

この協力金の納入は任意ですが、屋久島の関係機関の合意により、屋久島町議会で議決された世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例によって納入をお願いするものです。ご理解ご協力をお願いします。

[協力金について詳しくはこちら](#)

観光にもお得なお知らせ

観光事業者と連携した環境保全の取り組みとして、協力者証を町内の協力店でご提示いただくと観光にお得な各種サービスが受けられます。

サービス内容は、ホームページ等で連絡先をご確認の上、協力店にお問い合わせください。

詳細と協力店一覧は[こちら](#)



<協力者証の一例>

納入の方法

図 6-2-5 屋久島山岳部保全利用協議会 HP

(素案)

 **屋久島公認ガイド**
Official Certified Guide of Yakushima

屋久島公認ガイドとは? 公認ガイド一覧 ガイドの方へ 屋久島町エコツーリズム推進協議会について



屋久島公認ガイドで充実&大満足の自然体験を!

日本でも数少ない公的機関（屋久島町）が認定するガイドを利用して、楽しく安全に自然を体験しよう！

屋久島公認ガイドとは・・・？

- ・時間を有効に使いたい！最適なプランを知りたいなあ。
- ・島の人達ってどんな生活をしているの？
- ・屋久島の自然ってどうなっているの？
- ・屋久島、初めてだけどどこを見ればいいの？
- ・もしもケガをしてしまったらどうしよう？

そんな疑問・要望にお答えします！ぜひ、屋久島公認ガイドをご利用ください。



「屋久島公認ガイド」とは屋久島町で活動しているガイドの中でも、特別な試験をクリアして、屋久島町の公認を受けたガイドのことです。屋久島の天候は変わりやすく、自然が豊かだからこそ立ち入りできない、危険な場所もあります。屋久島公認ガイドは、万が一事故やケガがあった場合の保険や、救急救命の方法を備えています。また、実際に屋久島町に住んでいるので、縄文杉や白谷雲水峡等の有名どころ以外にも、多くの魅力ある場所をルールを守って案内する術を心得ています。

さらに、地元の伝統文化からリアルタイムの暮らしの情報、おすすめポイントなど色々な「知りたい」に応えてくれます。ぜひ、屋久島公認ガイドを利用して、安心安全に、また、自分たちだけでは決して味わえない屋久島町の魅力をお楽しみください。

→ [屋久島公認ガイドについて詳しくはコチラ「屋久島公認ガイドとは？」](#)

屋久島公認ガイドへアクセス！

図 6-2-6 屋久島公認ガイド HP